

令和7年3月21日

千葉市教育委員会
千葉市立[]小学校校長

重大事態調査報告書

千葉市立[]小学校
校内調査委員会

1 校内調査委員会構成員（令和5・6年度）

校長	[]	(令和5・6年度)
教頭	[]	(令和5年度)
	[]	(令和6年度)
教務主任	[]	(令和5年度)
	[]	(令和6年度)
生徒指導主任	[]	(令和5・6年度)
教育相談主任	[]	(令和5・6年度)
音楽専科	[]	(令和5・6年度)
スクールカウンセラー	[]	(令和5・6年度)
スクールソーシャルワーカー	[]	(令和5年度)

2 校内調査委員会の活動経緯

(1) 申し立ての概要

令和4年10月19日（水）、児童A母より担任に「児童Bから意地悪をされる」との訴えがあり、翌日担任が児童A、児童Bに確認したところ「児童Bが友達と話しているときに、近くにいた児童Aが話に割り込んでこないようにするため、児童Bは友達と遠ざかった。」（以下、事案1）という事実を確認した。

また、令和5年2月7日（火）、児童A母より担任に、11月下旬から12月下旬にかけて、2つのいじめの訴えがあった。一つは、令和4年11月24日（木）に、「児童Cが、児童Aの使用したフラッグを触ると菌がうつると言いふらす」（以下、事案2）という訴えであり、もう一つは、令和4年12月14日（水）に、「児童Aが牛乳担当の給食当番のときに、児童B及び児童Dが勝手に牛乳を配る」（以下、事案3）という訴えである。

事案2について、2月8日（水）に担任が児童Cに聞き取りを行い、事実を確認した。担任は児童Cに指導を行い、そのことを児童C保護者へ連絡した。

事案3について、2月8日（水）に担任が児童B、児童Dに聞き取りを行い、事実を確認した。担任は児童B、児童Dへ指導するとともに、学級全体にもこの事実が広まっていたため、学級全体に対し指導を行い、そのことを児童B保護者及び児童D保護者へ連絡した。また、事案3につ

いては、発生当日に音楽専科教諭が状況を見かけ、「人が嫌な思いをすることをしてはいけない」と学級全体に注意するとともに、以降の給食配膳時には児童Aのそばに立ち見守りを行った。

(担任は11月下旬から体調を崩し休みがちになり、12月の1か月間は病気休暇を取っていたため、音楽専科教諭が学級に入ることが多かった)

事案1では、担任が児童A、児童Bの聞き取りを行い、指導、保護者への連絡を行っているが、管理職を含む校内いじめ対策委員会で対応の検討はなされていない。加えて、事案2及び事案3では、児童A母から訴えがあった際、担任は校長、教頭と相談し対応しているが、校内いじめ対策委員会で対応の検討はなされていない。また、令和4年12月に、音楽専科教諭が児童Aに「今困っていることはないか」と確認した際、音楽専科教諭は児童Aの「そういったことはない」という発言をそのまま受け止めた。音楽専科教諭は管理職にこの件を報告しているが、校内いじめ問題対策委員会で検討されることはなく、いじめの認知はなされなかった。事案1、事案2、事案3において、いじめの事実確認は、児童A母からの訴えを受けた担任が行っている。しかし、校内いじめ問題対策委員会においていじめに対する措置が検討されることなく対応したことにより、いじめの認知の遅れや再発防止策の未策定につながった。

その後、令和5年2月6日(月)以降、児童Aは学校に登校することができなくなり、「転校したい」という気持ちが強くなった。児童A保護者も児童Aの気持ちを受け止め、転居することを決め、令和4年度末、転居により千葉市立〇〇小学校へ転出となった。

学校は、いじめにより被害児童が転校するという事態につながったことから、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」にある「生命心身財産重大事態」に該当すると判断した。

(2) 調査委員会の調査の射程

- ①いじめを受けた児童A
- ②いじめを行った児童B、C、D
- ③令和4年度に児童Aが在籍していた学年の児童
- ④令和4年度に本校に勤務していた教職員

(3) 調査委員会における調査・審議の過程及び概要

①調査・審議の経過

令和5年4月3日(月)、教頭が児童A父に連絡し、重大事態として対応する旨を伝え、了承を得た。加えて、同年4月から5月にかけて改めて事案を整理し、校内での共通理解を図った後、教育委員会へ申し立てを行うことについて、児童A父の了承を得た。令和5年5月30日(火)、校長が千葉市教育委員会に、いじめの重大事態としての申し立てを行った。教育委員会事務局いじめ等調査委員会での「調査主体を学校とするという判断」を受け、校内に調査委員会を設置した。

令和5年6月16日(金) 校内調査委員会設置 第1回調査委員会
調査委員会の設置の目的の確認 経緯の確認
調査や対応について検討

令和5年6月22日(木) 調査委員会による記録の確認

管理職による関係職員への聞き取り

令和5年7月 7日 (金) 第2回調査委員会

調査報告書について確認 組織対応の問題点について検討

令和5年7月14日 (金) 第3回調査委員会

いじめの再発防止に向けての対応策について検討

教職員への再発防止策の周知方法について検討

②概要

令和5年6月16日(金)、第1回調査委員会で、本件の経緯と調査委員会の設置の目的について確認した。本件いじめが解消に至らなかったこと、児童Aが転校するという事態になったことについて、改めて調査することで、いじめの事実の全容解明といじめの事案への対処に努めるとともに、同種の事案の再発防止策を策定することとした。

本件については、校内いじめ対策委員会や職員間の情報交換では昨年度より取り上げていたが、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係を有しないスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーを加えた組織で、改めていじめの防止等の学校の体制を見直すために、専門家の視点をふまえた調査を行った。調査委員会では、児童Aに関わる事案はもちろんのこと、当該学級は学校職員の指導を素直に受け入れない雰囲気があったことや、児童同士でかわす言葉の中に人を傷つけるような言葉が多く含まれていたこと等もふまえたうえで当該学級の状況を共有した。また、いじめの原因として考えられることや対応策について調査を行った。

令和5年7月7日(金)、第2回調査委員会で、調査報告書の項目3(1)「事実関係について」にある事実関係・対応整理表をもとに、学校の対応について評価し、校内調査委員会としての見解をまとめた。

令和5年7月14日(金)第3回調査委員会では、いじめの再発防止に向けての具体策について検討を行い、同日午後の職員会議において、全教職員に対する共通理解を図った。

3 申し立て事案に関する事実関係と評価

(1) 事実関係について

対象児童 児童A～F

対象事案 事案1、事案2、事案3

(事実関係・対応整理表)

	発生時期	いじめ行為	当時の学校の対応
事案1	令和4年 10月19日(水)	児童Bが児童Fと話しているときに、近くにいた児童Aから遠ざけるように、児童Bが児童Fを連れて行く。	10月19日(水)「児童Aが児童Bから意地悪をされている」という連絡を、担任が児童A母から受ける。翌日児童Aと児童Bから担任が話を聞く。児童Bは「児童Fと話しているときに、児童Aが別の話題を始めてしまい、困っていたので、児童Fを連れていってしまった」と担任に説明。担任は双方に「相手が嫌な気持ちになるような言動はしてはいけない」ということを指導。指導内容を児童A及び児童B保護者に伝えた。

事案2	令和4年 11月24日(木)	児童Aが体育フェスティバルの演技で使用したフラッグを片付けた際、児童Cが「児童Aのフラッグを触ると菌がうつるから気を付けろよ」と周囲に言いふらした。	2月7日(火)児童A母より担任に話しがあり、担任は管理職に相談し、学校として訴えを把握。2月6日(月)以降、児童Aは登校できない状況であった。2月8日(水)、児童Cに担任が聞きとりを行い、事実を確認した。児童Cに対しては、やってはいけない言動であることを指導。児童Cの保護者に指導の経緯を報告した。
	令和4年 12月上旬	児童Aが菌扱いをされていると心配になった児童Eから音楽専科教諭に「児童Aが心配である」といった旨の訴えがある。	訴えのあった日に、音楽専科教諭が児童Aに今困っていることはないか確認をしたところ、児童Aは「そういったことはない」と発言した。音楽専科教諭は管理職に報告したが、いじめ対策委員会で検討がなされず、いじめの認知はしていない。
事案3	令和4年 12月14日(水)	児童Aが牛乳担当の給食当番のときに、児童B、児童Dが先に牛乳を配った。	<ul style="list-style-type: none"> ・発生当日、当該学級では当番ではない複数の児童が、役割を守らず牛乳を配った状況があり、誰が誰に配ったかが不明であったため、音楽専科教諭は学級全体に、役割を守ることを指導した。 ・2月7日(火)児童A母より担任に話しがあり、担任は管理職に相談し、学校として訴えを把握。翌日、児童Aが挙げた児童B、児童Dについて、担任が個別に事実確認を行った。児童B、児童Dにはやってはいけない行動であることを指導。学級全体に対し、友達のやってはいけない行動を見かけたときに、それに加担したり、傍観者となったりしてはいけないことを指導。8日(水)に児童B保護者に連絡。9日(木)に児童D保護者に連絡。

(2) 評価

事案1について、担任が児童Aと児童Bに聞きとりを行い、事実が確認できたことから、いじめとして認知する。

事案2について、担任が児童Cに聞きとりを行い、事実が確認できたことから、いじめとして認知する。

事案3について、担任が児童Bと児童Dに聞き取りを行い、事実が確認できたことから、いじめとして認知する。

4 校内調査委員会の見解

事案1について、担任は児童A母から訴えを受けた際、学校いじめ対策組織に情報を共有することなく、単独で事実確認のための聞き取り、被害側への支援、加害側への指導を行った。そのため、児童Aと児童Bの双方が納得できるような指導につなげることができなかった。児童A母から訴えを受けた際、担任が一人で抱え込むことなく、学校いじめ対策組織に報告し、対応を検討する必要がある。組織で対応することで、被害児童に寄り添った支援や加害児童への指導を継続的に行うことにつながられたのではないかと考える。また、再発防止策を講じることもできたと考える。

事案2、事案3について、担任は児童A母からの訴えを受けた際、管理職へ報告している。しかし、その後、学校いじめ対策組織において、事案2、事案3についての対応がなされていない。事案1同様に、管理職は学校いじめ対策組織を速やかに開くべきであり、学校の組織的な対応につなげる必要があった。組織で対応することで、被害児童に寄り添った支援や加害児童への指導を継続的に行うことにつなげられたのではないかと考える。また、再発防止策を講じることもできたと考ええる。

また、事案2、事案3については、児童Aの悩みを早期にとらえることができていない。事案の発生が11月24日（木）と12月14日（水）だが、いじめの認知は児童A母からの電話により学校が情報を得た2月7日（火）となっている。音楽専科教諭は、児童Aの「そういったことはない」という言葉を受け止め、この件を管理職に報告しているが、学校いじめ対策組織で検討がなされなかった。事案1が発生したあとに、学校いじめ対策組織で共有、再発防止策を検討し、この発言からいじめの疑いをもつことができたのではないかと考える。日頃より、管理職及び学校職員のいじめに対する意識を向上させる必要があると考える。

事案2、事案3が発生した時期に担任は体調を崩し、約1か月間の病気休暇を取得している。その際、学級や児童の様子について引継ぎがなされていなかった。個々のいじめ事案について、学校いじめ対策組織で対応することで、全職員でいじめ事案を共有し、一人一人の児童をより丁寧に見守る体制を構築する必要があったと考える。また、担任が病気休暇から復帰した際も、学校いじめ対策組織でいじめが再発する可能性を十分考慮した対応を行い、日常的な注意深い観察をすることで、被害児童の安心した学校生活につなげることが大切であった。

5 再発防止に向けての提言

今回の重大事態を受け、以下の取組を学校において行い、再発防止に努める。

(1) いじめを起こさないために

①全職員の意識改革

○本事案についての共通理解

本校で起こってしまった本事案の原因、経緯などを全職員に周知し、反省点、改善点を共に考えるとともに、「被害児童の心を傷つけるいじめが起きないように、全職員で協力して取り組む」という目標について、再確認する。（令和4年度職員には、3月30日に実施。令和5年度職員には、4月3日に実施。令和6年度職員には、5月13日に実施。）重大事態報告書完成後にも、共通理解の場を設ける。

○「いじめ対応研修」の実施

教育支援課より講師を招聘し、「いじめ対応研修」を実施する。いじめ防止対策推進法に基づいた講義を通して、管理職をはじめ全職員が、いじめ認知の仕方や発生時の適切な対応について理解を深めることができるようにする（令和5年5月8日に実施）。いじめの認知にあたり、いじめを受けた児童に寄り添うこと、学校いじめ防止基本方針に基づいて組織で対応していくことについて共通理解を徹底する。毎年、年度初めの時期に同様の研修を実施できるよう、年間行事に入れていく。

②児童に対する指導

○全校集会、学年集会等における指導

「わくわく登校、いきいき学び、にこにこ下校」という本校のスローガンを全児童が意識して生活することができるよう、管理職や学年主任等が児童に声をかける。このスローガンのめあてを達成するためには、周りの友達に対して思いやりをもって行動することが必要であり、いじめは絶対に許されないということを、各学年の実態に応じた方法と言葉で、全校集会や学年集会の場で伝える（4月中に実施）。長期休み明けの全校集会などの場を活用し、定期的に全校児童に対して働きかける。

○各学級における指導

学級開きの日に各担任が学級経営方針を示す。すべての児童が安全・安心に学級で過ごすことができるよう、「いじめは絶対に許さない」という強い意志について、確実に伝える（毎年4月中に実施）。その後、各学級で、児童とともに作成した学級目標については、教室前方に掲示し、年間を通して目標を意識して生活できるようにする。

道徳の授業や、学校生活全体を通して、友達を思いやる気持ちの醸成を図る（年間）。

構成的グループエンカウンター等の活動を通して、温かい人間関係作りに努める（年間）。

③組織的な対応力の強化

○「サポート委員会」の強化

サポート委員会を「生徒指導委員会」と「相談支援委員会」の2つに分け、多角的な視点からいじめの防止、対応に当たっていく。定例会議だけではなく、いじめの疑いが生じた際には、速やかに臨時の学校いじめ対策組織を開催し、対応について検討する。

④保護者への啓発

○外部講師によるネット安全教室を開き、スマートフォン等によるトラブルを防ぐ。

⑤地域との連携

○学校いじめ防止基本方針をホームページに公開し、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、学校評議員会を活用するなど、地域と連携した対策を推進する。

(2) いじめを早期に発見するために

①毎月の振り返りカードによる確認

○昨年度までと形式を変更する。

- ・いじめに関するアンケートを独立させ、毎月実施する。
- ・学校保管とし、いじめが疑われる回答があったときに、保護者に連絡する。
(昨年度まで、保護者に印をいただいていたが、家から持ってこない児童が多かったため、方法を変更。年間を通した回答の状況を担任やその他の教員がすぐに振り返ることができるようにする。)
- ・毎月のアンケート結果は、担任が確認した後、管理職に状況を報告する。
- ・機密文書保管場所にアンケート用紙を保管する。
- ・年度末の生徒指導部会の際に、アンケートの方法や形式について振り返り、改善点の有無について確認する。

②振り返りカードに悩みを書けない児童のために

○毎日の児童理解の充実を図る

- ・朝の健康観察で、担任が児童の表情、様子を丁寧に観察する。
- ・学校向け連絡システム（すぐーる）や電話連絡により全児童の出欠席の状況を把握することで、悩みを抱えて欠席が続いている児童を早期発見できるように努める。
- ・欠席理由が不明の児童の家庭には、朝のうちに速やかに担任や教務主任が連絡、確認を行う。また、養護教諭とも情報共有する。
- ・担任は、下校時まで各児童と1日1回は会話ができるように努める。
- ・下校時の各児童の表情、様子を丁寧に観察する。気になる児童にはこまめに声をかけるとともに、家庭に連絡し、保護者と共通理解を図る。

○多くの大人の目で児童を見守る

- ・「全職員が全児童の教育に携わる」という意識で児童に接し、声をかける。
- ・専科教員は、担当教科の授業での児童の様子を担当に伝え、共通理解を図る。
- ・委員会活動、クラブ活動、異学年交流活動などを充実させ、児童同士の交流を深めるとともに、児童が「悩み事を相談しやすい」と感じられる学級・学校づくりを推進する。

○教育相談の充実を図る

- ・教職員と児童の信頼関係づくりのために、年2回、教育相談週間を設け、学校生活アンケートをもとにした児童一人一人に対しての面談を行う。

(①令和5年6月26日～6月30日②12月4日～12月8日※毎年、同時期に実施)

- ・児童の様子に応じて、保護者と共通理解を図った上で、スクールカウンセラーによるカウンセリングを勧める。

(3) 被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保するために

①学校いじめ対策組織の活動

- いじめが解消するに至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定する。
- いじめが解消するに至るまで策定した対処プランを確実に実行する体制を検討する。
- 学校いじめ防止基本方針の実施状況の自己点検を毎年行い、必要に応じて修正を行う。